

史料紹介 松江藩における長州戦争史料（3）

岡 宏 三

楯縫郡の与頭で、同郡猪目浦（現出雲市猪目町）の飯島与九郎が記録し伝えた長州戦争関係史料の内、今回の「見聞記」はその最後となるものである。

本史料は慶応二年（一八六六）四月の天保一朱金の通用停止の触にはじまり、同四年（一八六八）年に筆録された「新版よしこのぶし」「大津尽ふし」（風刺歌）に終わるが、記録の大部分は、慶応二年七月一九日から慶応三年にかけての、第二次長州戦争直後の記事である。

この年六月一七日、津和野藩領から扇原閥門を突破した大村益次郎率いる長州勢と、浜田・福山藩兵を主力とする幕府軍は益田で衝突、交戦状態となつた。戦闘は当時最新式の銃であった正確な狙撃力を誇るミニエール銃を装備した長州の一方的勝利となつた。浜田藩兵はその後も大麻山に拠り、松江、鳥取藩兵らも周布川沿いに布陣して巻き返しを図つたが、七月一五日、散兵戦の態勢をとる長州勢に押されて浜田城下に後退、同一八日には浜田藩主松平武聰が諸藩に通達することなく浜田城の自焼を命じて海上に脱出した。これにより諸藩は各自撤退した。

同日夜四ツ時（二二時過ぎ）、海上で浜田藩主家族を収容した、小田要人が指揮する第二八雲丸が杵築湾（出雲市大社町）に帰還。藩主家族は杵築の大年寄を勤める家柄の藤間家に、小田は藤間家と同様の格式を持つ柳原家に宿陣した。柳原家と飯島家は親戚の間柄にあり、知らせは翌朝五ツ時頃（六時過ぎ）には飯島与九郎に伝えられた。この後与九郎は、すぐさま柳原家へ出かけ、杵築の市中を廻り、後には鳥取藩が在陣じていた今市（出雲市今市町）に赴いて、見聞・収集した情報を書き留めて成ったのが本史料である。

飯島与九郎の「見聞記」の特色は、『古代文化研究』二三号に翻刻した「長州御

征伐被仰出取扱一途』が、藩から通達された令達や藩の指示に基づく業務を記録し、同二四号に翻刻した「見聞書」も藩の指令で農兵を率いて松江に屯集した際の記録であるのに対し、今回の「見聞記」は、藩の指示によらず、みずからの意志で出かけ、目撃し、聞き取っているところである。例えば杵築に出てきたその日に出雲大社に出かけ、「雨天之處、戦士方乱髪ニテ、鉢・緞子・陣羽織而已ニテ雨具なし、無ばく（僕）ニ而おもひ／＼の出立参詣、身の毛もよだつ有様」、「廿二日、廿三日とも、浜田落人追々陸も罷出、尤男女とも銘々剣刀鎧等杖ニつき、哀至極の有様」などは、目撲者でなくては記録出来ない生々しい光景の描写である。

また今市まで落ち延びてきた浜田藩士が語つた「浜田におるて長坊⁽²⁾方へ少しも遣恨有之わけハ更ニ無之候処、此度公儀¹長坊征伐被仰出、惣方出陣ニ相成候ニ付、長州より押出し、浜田落城におよひ候上ハ、急度公儀へ歎願いたし、是迄六万石ハ十万石ニも被仰付度、若又御聞届無ニニおるてハ紀州へ申出、夫共倉着無之候ヘハ覺悟相極可申」は、長州征討が、長州からは恭順の姿勢が示されていた以上、大義のない戦争であり、浜田藩としても素より長州に対する恨みがあった訳ではないが、幕命に背けず仕方なく行つたものであること、従つて落城に及ぶまで尽力した以上、恩賞として幕府から十万石に増加されても当然であり、もし受理されないなら敗北の一大要因である）紀州藩に要求し、拒絶されるならこちらにもそれなりの覚悟がある、という事だが、こうした証言もまた従来の史料には全く出てこない。

全く記録されていなかつたといえ、石見から撤退した四千～五千人に及ぶ鳥取藩兵が、長州による石見銀山領の大森陣屋の摂取、石見一円支配を受けて、急遽今市及び知井宮（出雲市知井宮町）に駐屯する事態になつたこと、駐屯中の八月一日、

脱藩して長州への合流を目指す鳥取藩士二三名の船が島根郡加賀浦（松江市島根町加賀）に寄港した報を受けて、今市から手勢を派遣し、同三日に詫間樊六らを討ち取った情報も記録されている。

従来公表されていた史料の多くは、長州藩側、松江藩側を問わず体制側の史料であり、自ずから不都合な史料は今なお世に出ることは稀である。これに対して飯島与九郎の本史料によれば、長州藩が石見一円を掌握した直後、石州との境口の田儀の防御として「一発ハ用ニ相立」つだらうと、「俄ニ大工、木挽大勢」集め、「松木ニ而大炮数百挺」製造して並べたという。また山間部では宿営する宿に充てるべき農家も少なく、「郷夫泊候所ハ新ニ四箇小やニわら延敷住居、雨天にハ雨もり：最早霜も降：数多之病人与申事」という状況であったとも記す。更には八月五日に長州と雲州が書面をもって双方共に戦闘の意思がないことを確認するに至ったのは、前日の四日に、松江藩兵が国境の仙ノ山を巡回していた時、付き従っていた歩兵の一人（出雲郡出身の一七歳の農兵）が隊列を離れて水を飲みに谷に下りたところを長州藩兵に拉致され、翌日長州側はこの歩兵に前述の趣旨の書状を持たせて松江藩側に送り返したことがきっかけだという。このような具合に、与九郎は松江藩側の狼狽ぶり、兵卒統制の不徹底ぶりも憚ることなく聞き取ったことを記録している。彼は郡役所の与頭という立場にあり、先に『古代文化研究』二三号で翻刻したように、藩庁から通達された布達を郡内に回覧指示するだけでなく、郡内の安定を維持するために独自に各方面から情報を入手し、対策に資する必要があった。とりわけこの時は、幕府側が敗北するという誰もしも想定ていなかつた事態が、しかも極めて短期間に生じたのであり、藩当局すら明確な方向性が見いだせない状況にあつたから、なおさら独自に情勢を見極める必要があつた。隣接する大森銀山領などでは、浜田落城直後に代官が石見から退去したために、郡中の村役人、豪農豪商層は対応を協議する間もなく、混乱に陥った領民たちの一揆に見舞われている。支配側の対応の行方がどこまで当てになるかわからない状況であればこそ、郡内の指導層とい

う立場上、より主体的に情勢を捉える眼を持たざるを得なかつたのである。

慶応三年（一八六八）一二月五日、突如長州側の使者が口田儀に出向き、禁裏警衛の名目で上京すべく、松江領内の通行許諾を得るため松江において会談したい旨申し入れてきた。松江藩は、同地の青龍寺を長州側の宿所に充て、翌日同寺において両者の会談がなされた。会談の具体的な内容は『松江市誌』に収録されているが、機密事項であったため、与九郎の「見聞記」には記述がない。代わりに会談後開かれた宴会における、長州側の酒狂の様子については詳しく述べて記録している。

それによれば、この宴席へ杵築から派遣された芸者のうち、出身は大坂、尾道と答えた者に対しても、長州側の一人は「いつれ来春大坂ハ大変出来候間、必々大坂ハ不帰候様、きつきニ而住居いたし呉なと申聞せ」たという。会談の三日後の九日、京都では小御所会議によって一〇月に大政奉還した前将軍・徳川慶喜に辞官納地を命じる事が決定し、翌慶応四年一月三日、これに反発した旧幕府側と、鳥羽・伏見に着陣していた薩摩軍、及び藩主の復権を許されて京都に上洛していた長州軍とが交戦、幕府側が大敗し、同月七日、慶喜は大坂城を退去している。すなわち長州側は、来春には上方において幕府と勝負を決することについて、酩酊のあまり、口を滑らせてしまっていた訳である。このように、「見聞記」は、当時松江藩士すら察知出来なかつたことまで書き留めているのである。

凡例

- ・仮名遣いは原文通りとしたが、適宜読点を付し、旧字体は新字に改めた。また異体字・合字はできるだけ残すこととした。
- ・見セケチ、抹消部分は、当該文字の上に抹消線を引くことで表した。塗抹により判読出来ない箇所は■、抹消されていないが判読困難な文字や、破損・虫損箇所は□で表し、虫損等が著しい場合は〔 〕であらわした。
- ・文章上誤りと思われる文字の傍らには（ママ）を付した。
- ・割註は原則として「 」で当該部分を括った。

見聞記

壱

大目附江

天保度吹立候式朱金之儀、追而通用停止可被仰出候間、所持之者ハ引替可差出旨、御免之印をなくして竊ニ相越候者も有之候ハヽ、嚴重可申付候間、心得違無之様、去々子四月中相触置候得共、兎角引替方遲々いたし候ニ付、向後世上通用可為停止候、就而者引替御手当是迄百両ニ付金三拾両之処、六拾両被下候間、所持之者ハ早く引替可申候、右様格別之増歩被下候上者、速ニ引替可申者勿論之儀、若此上利欲ニ迷ひ持貯候歟、質入等致族於有之ハ可為曲事

右之趣、御料者御代官、私領者領主・地頭も不洩様可被相触候
右之趣可被相触候

四月

大目附江

来卯年三月、仏蘭西国都府おるて宇内各州出産之物品を聚め展観場相開候ニ付、御國產物をモ御差送リ有之候様致度旨、同国政府も申立、御国地出産之品々被差遣候筈ニ候間、万石以上領分知行出産之柄物、同所へ差送度望之者ハ其筋へ可申立候、且百姓・町人ニ而も同様差出度者ハ御差許可被成候間、是又其筋ニ可申立候
右之趣可被相触候

四月

大目附江

海外諸国へ者学科修行又者商業之ため向後相越度志願之者ハ、願出次第御差許可相成候、尤糺之上
御免之印章可相渡候間、其者之名前并如何様手続を以何々之儀ニ而何之国へ罷越度

旨等委細相認、陪臣者其主人、百姓・町人ハ其所之奉行、御代官、領主、地頭も筋へ可申立候、若

御免之印をなくして竊ニ相越候者も有之候ハヽ、嚴重可申付候間、心得違無之様、主人ニテ又ハ其所之奉行、御官、領主、地頭も入念可被申付候

右之趣可被相触候

四月

右之通従

公儀被仰出候間、可存此旨由

御意ニ候、此段郷中相触様郡奉行中可被申渡候、以上

五月七日

小田佐一兵衛殿

富谷門藏殿

繕足半紙
右御触書之趣被得其意、村町浦人別へ不洩様御申渡可有之候、以上

五月廿五日

大野舍人
今村修礼

郡中村役人當テ

下郡徳三郎



徳川のなれの清水たやすなら、一つの橋ハいらぬもの成

長坊の海ニ年ふる大鯨、取手の手ニもあまるこそすれ

秋風にふかれて保科舞にけり

天下

堅い公儀の三味線よりも、やをい和睦の琴かよい

長州揃へてまたしやさんせ、やかて親父が引わいな

東から長州縮を買に來た、切てハやろふ負引はせぬ

紀州縞に近江晒ハ着て弱し、長州縮ハ強ヘものかな

征伐ハ淀の川瀬之水くるま、今日もくる／＼明日もくる／＼

交易かこふ広かりて陰をさし、日本の松と葵からかす

今世の人の心はイで、上かノ下モかし

くつ団子日増ニなれハ堅くなる、所詮親父の歯にハあいまい

交易をするか徳川しらねとも、三国一のふしの物入

右

七月十九日、五ツ時頃、杵築柳原より書状送り参り、一見いたし候處、昨夜四ツ半時頃当国蒸氣船石州浜田より帰帆之由、村役所申越候處、召遣之者ともハ皆々不快ニ付宿行いたし居、甚無人ニ而、大混雜いたし居候半、既着船之由申届、直柳原松右衛門御案内二灘辺へ罷下り候へハ、最早大半御上陸、小田要人様ハ柳原御宿陣ニ相成、九ツ時御宿陣入ニ相成申上候、尤其節御上陸迄ニ石原市之進様引きつき詰之詰土様方へ御演説ニハ、去ル十五日・十六日兩度之戦、味方大敗戦、刦々苦々敷事、勿論浜田落城ニおよび、さそきつき辺へも火の手相見へ候哉、残念至極、尤味方勝利ニ也可相成候処、紀州勢憶病、長州勢押寄候得者逃道争、同士打夥敷、夫より惣敗軍と相成、福山勢大半國元へ退陣、御国人数も引取、御国固メ之外無他事、尤大野舎人殿ハ今一応合戦いたし候上ならてハ退陣不申旨押切而被申、漸人数八拾人辻ニ而出陣、此上ハ雲州之急難近くニ有之、追附賊徒押寄可申与一同覚悟相究、戦切可罷在と御申渡し被成候儀、側ニ而承候

一、今十八日夜四ツ時、蒸氣船ニ而小田要人様、石原市之進様浜田より奉守護御帰帆、御乗込ハ全浜田落城焼失ニ付、浜田侯御事 松平右近將監様并若殿様、御前様、御小供様方、御側御女中とも都合三十人余、四十人辻落給へ、藤間へ
御入被遊候、大野様、神谷様いつれ急々之内一先御退陣、最早浜田落城ニおよび、同所廻ハ敵勢斗、紀州之腰抜も人数引立國元へ引取、因州も同様之趣、杵築ハ上下とも大騒動、蒸氣船着船、きつき詰諸士様方斯申渡し相済、直ニ石原様者松江へ、本田權八様ハ平田へ、殿様御陣家へ早駆ニ御出立
一、浜田侯、一先因州へ御引移りと申評判ニ御座候、尤石州合戦之様子、委細ハ不相分、跡より申上候間、先々不取敢如此御座候
七月十九日晚七ツ時出し

一、前書之通書状到来仕候ニ付、

四ツ時頃出立、きつきへ出町、大社へ参いたし候處、諸士様方大社へ夥敷參詣、尤十九日雨天之處、戦士方乱髪ニテ、鉢・段子、陣羽織而已ニテ雨具なし、無ぼくニ而おもひ／＼の出立參詣、身の毛もよだつ有様ニ御座候、夫より大鳥井出町、四つ角、市場へ通行仕候處、六ヶ村役所ニ御紋之幕、藤間御成門前左右ニ天水担子有之而已、店方壳分盛、いつけ之御宿とも不相見候
夫より本松江戸側より誓願寺馬場へ通り抜、小土地灘へ出、見渡し候處、十丁斗沖合ニ蒸氣船纏繫、尤蒸氣ハ一入盛ニ焚立、今も出帆とも相見候處、速玉神社へ參詣仕舞、地の御前神社辻より冲合見渡候へハ、蒸氣船石州さして出帆いたし候夫より四つかど佐野やお鶴方へ立寄、滞座、石州合戦之様子并町内之様子聞合候處、十五日、十六日合戦、一の先紀州勢へ長州押寄候ニ付敗軍、尤不ゆをうたれ大敗軍、われ先と退道争ひ、同士討等夥敷、夫より惣敗軍ニ相成、終浜田落城、十八日發火ニ相成、大野様ハ十八日九つ時分御出立、温泉津迄御退陣

一、此度石州合戦見届ヶとして小田要人様きつきニ御在陣、六月廿九日、蒸氣船ニ而浜田へ御入港、滞船之所、十五日、十六日合戦斯之次第、十八日発火失焼ニおび候処、四つ時頃灘辺五小船ニ而小六人連水火となりて櫓をおし立参り、壱人ゆかたを着し、さらし手拭扇ニかけ、当國蒸氣船招立ニおしきて近寄候へとも、戰國之海上、敵方謀斗も不相分、御不審之処、漸着船、かのゆかたを着し候商人体之もの申候ハ、我々浜田之藩中、三宅斧三郎と申者也、此度落城ニ付而助命を乞へ申度、則小田要人殿へ対面、御差許被下とのわけニ付御差許ニ相成、蒸氣船ニ乗込、浜田侯助命を乞へ候得者、小田様御承知ニ相成、直ニ小船ニ乗移り、暫時ニ御物客様御ともなへ、蒸氣ニ押寄、助乞へ候へハ、実ニ哀至極之有様、小田様始、船中不残感涙袖を御三被成候

三宅斧三郎と申御仁ハ浜田御番頭万達ニ而、十五日、十六日暮より十八日朝も戰場ニ出候御士、直ニ御代り商人と姿をやつし、

君之危難を守護し奉り、天晴之忠士と當国御士方御感心ニ御座候、夫三蒸氣船ニ

〔貼紙〕御乗移、御無難ニ十八日夜四つ半時、きつき之灘へ御帰船、斯之次第

「去ル十八日夜四つ半時、蒸氣船きつき灘へ着船、本田権八様平田 殿様御出陣之所へ早駆御出、直ニ惣御寄合ニ相成、翌廿日五つ時御出立、 殿様松江御帰城ニ相成候事」

一、十九日、又ハ廿日ニハ、大野様、神谷様蒸氣船ニ而きつき灘へ御帰着ニ相成候由、諸士様方より御咄しも御座候ニ付

一、廿日極早朝出立、柳原へ罷出、

小田要人様へ御陣中御見舞さし出候、四つ時頃小田様、藤間へ浜田侯窺ニ御出被成、御帰り懸ニ榮〔永德寺坂〕とこ坂物見迄御越被成、自分とも御供仕候処、いまた沖合ニ蒸氣船見へ不申候ニ付、御宿陣へ御帰、昼飯相済候処へ物見三冲合蒸氣船相見候由申届ケ、直ニ御出浮ニ相成又御供、見受候処、五六里迂西沖、折節西風強吹、帆もかけ、蒸氣烈敷焚立、黒雲如き煙沖海ニ鬱鬱、諸士様方、調練方とも不残出

張ニ相成、夥敷見物人ニ御座候処、暫時ニ艤嶋を乘越、鵜龍、鷺浦両所之内へ入港と浦人申出、両所へ飛脚〔差〕立、鷺浦へ入港、大野舍人様御帰り之由飛脚罷帰り、直ニ小田様早駆ニ而さぎ浦として御出立、峠ニ而御出逢、両御〔床〕久カ方机御懸り被成、暫御物語、小田様ハ早駆ニ而御帰り、頻ニ大野様も御宿陣へ御入被遊候由申届ケニ付、柳原与自分御迎ひニ出居候処、乙名橋ニ而御凱陣日出度御挨拶御歎申上、御供ニテ御宿陣大村迄罷越引取、六つ半時頃ニ柳原同道、改而御歎ニ罷出、御目通り仕候

一、乙名衆岡谷昌左衛門様ニ逢て、又委細承候処、実ニ長州勢と申ハ士列などハ無御座、農兵ニ違ひなく、しかし刀剣之業向ハ如何哉敷ニも炮術ハ絶妙、山道自由自在、働きよく身を隠し、人間業とハ見へざるよし、炮発雨霰之如く、誠ニ々々おそろしき由、四つ時頃柳原へ罷帰り候

一、廿日、小田様、榮とこ坂ニ而蒸氣船遠見之節、西より小船壹艘着船仕候ニ付、往来方・大年寄罷出、相改候処、浜田之藩中御荷物少し積參り候由、直ニ小田様之前へ対面次第長咄し、尤間合少し有之候へハ、委細ハ發揮と不相分候へとも、御手元金積ミ候趣、何様落人之有様、哀至極ニ有之、感涙仕候、尤其後追々慥成□五承候へハ、御手元金六万兩歟積參りと申事御座候、士列七人乗組ニ御座候

一、廿一日、鵜龍浦へ小船十八艘ニ乗組、浜田落人老若男女とも五百人余入津滯船、鷺浦へハ男女小供とも五十人辻着船、廿三日、鵜龍浦へ相廻り候

一、廿一日、七つ時、大野様馬乗ニ而大社へ御参詣、白き帷子、黒紋附、陣羽織着用、御家来四五人連、往来方・両大年寄御案内、夕方ニ御宿陣入

一、廿二日、晚七つ時頃、乙部勝三郎様石州波根より早駆ニ而、きつきニ而小田要

〔貼紙〕人様御宿陣柳原へ御着、五つ時頃又御出立、波根へ御出被成候

一、廿三日、四つ時、浜田侯藤間御出立、御駕籠六挺附候ハ御女中方とも御陸警固として当国酒井礼右衛門様并本田権八様組下足軽召連御供、平田御泊り

一、廿四日、平田御出立、尤^{マツ}路御通り、平田^ルハ御女中方も旅駕籠

一、廿二日、為御代参高井兵太夫様御参詣、両御殿へ御祈祷御頼ニ相成、御初穂金百両也

一、廿一日、廿三日とも、浜田落人追々陸も罷出、尤男女とも銘々剣刀鑓等杖ニつゝき、哀至極の有様ニ御座候

同廿三日

鷺浦石部元順老、西山氏より被罷帰毗之、長州勢江津辺へ大分入込候趣、尚亦廿日石州より当国郷夫罷帰り候ニ付、其混雜ニ長州間者三十人辻當國へ入込候よし

同日、廿一日鷺浦御用懸石州より帰帆仕候処、廿日夜、大森ニ而御代官引後不相分同廿三日、浜田侯、若殿様、御前様、御小供様、御側方、御女中とも不残杵築御出立、平田御泊り、宍路御通り、松江修道館へ御入、暫時御逗留被遊との世評、四つ時分ニきつき御出立、上々様方斗駕籠附ニ御陸警固として当国酒井礼右衛門様、本田権八様組下足輕召連、きつき御出立

一、廿三日、自分要用ニ付今市へ罷出候ニ付、同所之次第

長州追手として因州勢今市へ惣勢式千七百人出張、郷夫渡橋辺ニ逗留、諸士方ハ大将始今市ニ御宿陣、廿二日ハ近在山王山、■山ニ因州勢見分、廿三日近在陣所見分三百人辻廻、在町口々へ閑所相建、嚴重相改之事

一、日ニ昼三度、夜三度、町廻り、小路裏家隅々迄諸士方七八十人辻、先立ニハ相撲取二十人斗

一、廿三日、夜石州へ先立而操込ニ相成候因州勢式千人余今市へ退陣、都合四千人余五千人辻暫時今市へ在陣ニ相成候趣

同廿三日、当国朝日千助様、遊軍として胴勢今市へ御操込、暫時御在陣

一、久村辺ヘハ平賀縫殿様御操込ニ相成よし

一、今市ハ斯之次第御在陣、長州勢不遠押寄候与何もの^ル風聞いたし候哉、廿一日夕方^ル俄ニ頭分^ル先達而家財諸道具、敷もの、建具ニ至迄、不残町放れ之所、又ハ遠方親類家などへ運送、廿三日、自分今市へ参り候節ニも、高瀬船等其外銘々荷負、騒成事ニ御座候

一、廿日、大野舎人様温泉津^ル蒸氣船ニ而御凱陣之砌、神谷様も御同船ニ而、柳瀬ニ而御上陸、此頃同所ニ御在陣乙部勝三郎様も御加勢ニ御操込ニ相成候趣、最早福山、紀州方々へ散乱、因州も不残今市へ迄引取、雲州之加勢として在陣、もし雲州之戦無利ニおるてハ、直ニ退陣、國固と決意之趣

一、紀州御家老安藤飛驥守様、此度石州へ出陣大敗北ニ而、此頃石州ニ而切腹と申事ニ御座候

一、石州へ操込之國々勢不残散乱、或ハ退陣、最早雲州勢斗柳瀬ニ在陣、只今外ニ味方無之、実ニ御案事と相見へ申候

一、廿二日、夜、飯石郡掛合町六軒歟焼失仕候ニ付、廿三日朝、早駆到来候処、全廿二日夜、長州出張入込候申風説ニ付、御固メ之御方^ル発火ニ相成、委細御取調、胡乱もの召捕、取糾し相成候へハ大間違、浜田之落人之様子ニ御座候

一、廿三日、自分今市^ル帰路、松寄下村朝山八幡社辺^ル暮ニおよひ、高瀬通杵築市場村へ通り懸り候処、大村覚三郎方、かねて燈さの燭台など数々燈し、長持箒笥、櫃類とも莫大荷出しニ付、聞合候へハ、今朝^ル出入もの多人数呼寄、諸道具取かた附、金銀其外極大切之ものハ不残屋敷中へ掘埋候由、其外逆而も大分取かた附仕候、尤今市ニ而も大切成もの、品ハ、掘埋候趣ニ御座候

一、小田要人様ハ遊軍大将として久村辺ニ在陣と申事ニ候処、平賀縫殿様と御代合、軍艦ニ而海岸御固メとして暫時杵築ニ御逗留、柳原御宿陣

一、廿四日、今市町上下ニ而因州勢大筒試として炮發有之

一、廿三日、因州方、今市近在陣場見分、山王山と大念寺山之間ニ壱ヶ所、町下も二壱ヶ所、塩治馬場宮山ニ壱ヶ所、戰所決定ニ相成候事

一、廿四日、浜田家中落人六百人辻、陸通りニ而きつきへ入込、馬乗之御方も大分有之、男女小供等哀極之有様、宿ハ御役人ら手配、式十人、三十人軒并ニ御座候

一、浜田御領分作州坪井と申所ニ壹万石有之、いつれ落人其所へ迄可罷越と申評判
二御座候

竹治丹波

中老

田村図書 千五百石

中老

当時今市在陣

」

一、廿四日、きつき方風説ニ者、長州勢石州塙田辻へ迄大分入込候与申事ニ御座候
一、廿五日、五つ時頃より、石州ニ而火の手相見へ候処、多分大田又者波根両所之内と申事ニ御座候、尤五つ時頃より暮ニおよひ候迄、黒煙相立候処、山火事とハ相見へ不申候由

一、神谷様、先頃ハ柳瀬ニ御在陣被成候処、此中ハ乙部勝三郎様と同所波根ニ御在陣ニ相成候事

一、先達而石州へ押出し候長州勢、不残農兵之処、此中ハ浜田ヘ本之喜平〔奇兵隊〕と申士列組「一の先、二の見」入込候と申事ニ御座候

一、此度嶋根郡雲津浦へも浜田落人五十人辻着船与申事ニ御座候
一、因州勢、旗さし物とも都而 大社御紋亀甲ニ剣花菱、金ニ而書せ記し御座候

一、此度因州より今市へ出陣ハ、竹宮某、田村某候処、去ル廿四日石州より退陣、天野某、津田某、右御兩人者、知井宮辺迄退陣、何之勘三郎与申御方ハ、廿四日八つツ時分ニ今市へ着ニ相成候処、此度同所迄操出しひ相成候田村某より嚴敷懸合ニ相成、此度出陣之所、浜田落城ニ迄至り候へとも、発炮も不致退陣ハ如何様之心得

方ニ候哉、強而懸合ニ而斯之憤ニ相成、御宿陣入廿四日の九つ時分ニ御座候由ニ申御噂、尤天野と申ハ少々炮発も被致候趣

〔貼紙〕
「因州津田祐次郎 七千石 兄 家老
乾 小四郎ハ 弟 家老
天野丹後 中老

一、廿四日、八つ時頃、当国朝日千助様今市御通りニ候へとも、因州同勢退陣最中ニ而、町後通りニ而知井宮辻へ迄御出陣

一、廿四日、石州落人、きつきへ五六百人辻、御士茂多人数、三人五人、又婦人方ハ夫々式十人、三十人合宿手配、宿料老人六百文ツ、ニ被仰出候、其節御士より内々咄しニハ、浜田ニおるて長坊方へ少しも遺恨有之わけハ更ニ無之候処、此度公儀ら長坊征伐被仰出、惣方出陣ニ相成候ニ付、長州より押出し、浜田落城ニおよひ候上ハ、急度公儀へ歎願いたし、是迄六万石ハ十万石ニも被仰付度、若又

御聞届無之ニおるてハ紀州へ申出、夫共貪着無之候へハ覚悟相極可申与の一家中決定と相見へ申上候、長州恨候場ハ聊無之由
一、此中広島表御出陣、不残退陣ニ相成候由

一、先達而きつき旦場行之人、長州ニ而雲州間者と召捕、嚴敷吟味被致、入牢もいたし候へとも、毛頭問者などニ無之、旦場行ニ御座候へ者被差許、此頃帰宅、申出候ハ、豊前小倉ハ先達而長州任懸合ニ、降参仕候よし

一、当春より芸州へ出陣、長坊へ征伐事、始終御懸合之當時御老中小笠原壹岐守様、肥前唐津城主ニ御座候処、先達而長州勢唐津へ押寄、白粉微塵に打碎き候由

一、六月下旬頃より長州下之関諸国之通船差留候処、此儀前以長州より京都へ届置候趣

一、此頃日々浜田落人雲州へ入込候事
一、鵜崎浦御用船、廿六日石州より帰帆仕候処、石州温泉津ニ〔石州〕三百人辻日々訓練仕候と申事ニ御座候
一、去ル廿五日より石州ニ而火手、尚亦黒煙立候事、きつき辻はしめより相見へ候處、古志、知井宮冲在陣

弥張引続廿六日夕迄も焼失、追々風説も有之ニハ、米諸色高直ニ付、百姓とも徒
党いたし、頭分方へ押寄、火災等いたし候趣、尤大森、塙津、大田、波根、柳瀬、
久手辺とも不残と申事ニ御座候

一、浜田落城後、大森御代官引渡不相分由ニ付、其外ともニ当時御役人諸御用向嚴
重取捌之場所無御座候、不怪事ともニ御座候

一、先達而上方廻船、北國ニ而 公儀御上米積受、下之閑近く罷登り由候所、御上
米勿論差留取揚ケ候ニ付、無余義跡戻し、奥州廻りいたし懸ケ候處、又仙台御領
ニ而歟、大煩打かけ、通船不相成候由、此頃但馬湊ニ滯船仕候与申事ニ御座候

一、此度浜田城落ニ付而ハ、

殿様御始、御惣客様、御家中諸士、御家内方とも多人数御国へ御入込ニ相成、先
達而殿様方ハ三谷様御下屋敷へ御入被遊候處、御人数因州よりハ鳥取表へ御引受
被成度、御国ニ而ハ暫時御留置被為成度ニ付、少々わけ合も有之趣

一、浜田殿様ハ常陸水戸様より之御養子、御前様ハ一ツ橋様(貼紙)御出之由
一、此度浜田侯、藤間御宿ニ相成申候處、御当分御礼として金十兩「御紋附」源左
衛門殿へ金五両、■勇藏殿被仰付、家内中御目見御言葉相懸候、手代中へも不残
金五百疋ツ、被下候由

此度落城ニ付而ハ、不少世話ニ罷成、悦申候由、いつれ此併ニ而落候ニ也有之間
敷もの哉、追而礼申度、此度ハ懸(付)り有様候へハ、聊挨拶印と歎御意之由、しかし
難有事ニ御座候

一、大年寄手錢権三郎へも金五百疋被仰付候

廿六日

一、小田様ハ海岸御固メニ御座候へハ、鷺浦ニ而蒸氣船ニ御乗込被遊度候所、御風
邪ニ而柳原ニ御滞留

一、杵築御固メハ、小田切様先達而古御詰ニ御座候、先達而ハ誓願寺御宿陣ニ候ヘ
とも、此中ハ社中江御振かニ相成候事

一、廿六日、知井宮辺も何時鬭争ニ相成も難斗、民家不残諸道具取かた付、喰物等
手当テ万(フタ)一之時ハ山野ニ而も潜事ハ數さへ有之候へハ渴命ニおよばず様、手廻し
を第一ニ御座候

一、七月十四日、大坂ニ而御病氣之事

一、浜田諸士方(カミ)風聞、益田戰之節、浜田附之戰日付(マツ)長州勢打捕候田之所、其
後長州方より賑々敷葬式いたし、石碑等も相建候趣

一、古志村ニ、脇坂十郎兵衛様御出陣

一、去ル十三日、石州合戦

大野舎人様

深津百蔵様

早苗鉄太郎様

小算用格三嶋堅藏様

此御人数御手柄ニ而、因州方も天晴之御方と(付)举申候由

一、廿八日、自分知井宮辺へ罷出聞書、因州へ加勢御頼ニ相成候處、成丈ヶ加勢申
度、しかし一の先大野様御出陣願候由、元来加勢之陣ハ一の先之下知ニしたかひ
候ものニ候へハ、神谷様ニ而ハ因州方不納得之趣

一、石州波根辺御出陣之分、口田儀、山口、掛合へ御退陣、當時石州へ出陣無之由
一、浜田一の家老松倉頼母、中老川端

右御両人、浜田焼失後直ニ大坂表へ御届ケニ被罷登候事

一、廿九日、今市詰因州勢百五十人辻杵築參詣、灘筋御台場見分

一、此度石州百姓騒動

七月廿四日夜、鳥井村石田やニ而、都合拾八ヶ村百姓共石田屋ニ而屯集、男女共
三千人辻与御噂ニ候

■ 村 奥寺 川崎や 「鳥井ともか」

大田町 豆腐や 藤田隱居

西川村	和田や	今台	多久間や
久手町	竹下 岡田	竹下や 脇田や	竹のや
柳瀬村	三軒や	原や	同隠居
和江村	山城や	新屋	
鈴間村	〔不残火災、若亭主打殺候由〕 〔散カ〕		
西村	神田		
波根村	二而八軒		
才坂村	二而三軒		
島津谷	〔合村岩谷〕 〔有湖〕		
久手			
西川	新田〔壱里〕		
鳥井			
魚津	和江〔壱里〕		
宅野〔是五八十一丁〕	仁馬〔五十甚〕 磯竹湊〔是五七十武丁〕		
鳴鶴有 神江路			
温泉津〔壱里〕	湯の湊〔壱里〕		
黒松〔壱里〕			
福光〔壱里〕			
尾浜	今浦		

外ニ、川江村郷堂与申頭分御座候処、兼而諸民へ厚く労り有之候由ニ付、恩謝と

して金等持參仕候与申事ニ御座候

一、浜田札ニ喜平対裏判いたし、通用申付、追而長州引替申との事
一、口田儀石州

以上
大坂5去ル廿三日仕出し三ツ判御飛脚到来、同廿二日夜、御老中稻葉美濃守様5御
留守居御呼出ニ而、別紙兩通之趣御達有之候段申来候、此段為可申入如此御座候、



別紙
七月廿八日 赤木文左衛門
大野舍人
大橋筑後
今村修礼
小田要人殿
松平出羽守へ
歩兵頭並
浅野隼人

歩兵一大隊

御持小筒組二小隊

大炮半履

軍目附

有馬式部

右之通石州路為討手被差遣候間、為心得相達候

別紙二

松平出羽守へ

松平因幡守

藤堂和泉守

長防賊徒石州へ追々相懸松平近侍監城下近迄襲来、同家人數ハ勿論、松平出羽守、

阿部主斗頭人數共度々苦戦之趣相聞候間、早々出兵、救應可致候

右之通相達候間、可被得其意候

此中、浜田城下大橋辺ニ建有之候高札之写

覚

此中より浜田御領分ニおるて戦ニおよひ候得共、此御城を攻取、人家を焼払候処、

元より成さる心得之処、何故か昨十八日自分御城焼払ニ相成、氣之毒及事ニ候、就而ハ百姓町人者不及申、たとへ御家中たりとも手向不被成ものハ差構はず候間、其旨を心得、安堵せ(しゆか)むべきもの也

右頭出張

寅七月

各中

長防

右之通高札御座候由、尤浜田落人写來候処、火急之場ニ而写取候儀ニ御座候

へハ、文字違等可有之も難斗旨被申候由

此分ハ、風説先達而大森御代官所へ長州騎兵隊武拾人斗入込、御代官へ対面いたし
度申出候ニ付、此中備中倉敷へ罷出、留守之由返答有之候へハ、手代へ対面いたし
度ニ付、御用達熊谷三左衛門被出候処、騎兵隊5申出候ハ、此中石州諸色高直ニ付、
万民困窮ニおよひ候趣候間、米直段下直ニいたし候様、いつれ不遠内ニ又々罷出候
間、人夫三百人手配置呉候様と申合、逃去候由

七月廿九日

小田要人様きつき御宿陣より田儀へ御越、同夜九つ時分ニ御帰被成候ニ付、承候ヘ
ハ、長州騎兵隊之輩大田辺へ大分入込候哉之噂有之旨御咄し被成候由、きつきより
しらせ候控

七月晦日、小田様鷺浦へ御出、軍艦ニ而大炮御試被成候筈ニ御座候処、雨天ニ而延
引、快晴仕候へハ八月朔日、二日頃ニハ是非有之趣ニ御座候

八月三日、きつき辺風説、先ニ相替儀も無之、尤先頃浜田落人きつき逗留之御方三
日出立、松江へとも御越しかと相見候由、

御触書写し

因州士甘式人辻、一畠寺参り之由而、昨夜加々浦へ入津、糧米を乞候へ共、内実長
州へ参り候者之由相聞、糧米一粒も不遣候ニ付、今朝出帆致候段届出候処、右様糧
米ニ差間居候趣ニ候へハ、いつれへ入津可致も難斗、仍而取扱候向之儀ハ、御議定
之通入津否取糺、若右様之者如何駆舟中入用之品届出候共一切相断、決而上陸等不
致様番人付置、急飛脚ヲ以伺出候様、其上上陸乱防等およひ候ハ、追々申渡候通
幾(重ノ)ニも一防いたし、松江并最寄出張之面々へ片時も急々致注進置候様早々浦々へ厚
く可申渡候、以上

八月朔日

村田幾右衛門

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭義一郎殿

附り、八月三日九つ時頃、郡方より直□屋ヲ以申来り處、右因州士乗組之船、

秋か郡手結浦へ入津いたし候ニ付、早速松江へ注進ニおよび、松江る今市因州御

出張所へ御届ニ相成候趣ニ付、去ル三日明ケ八つ半頃より暁七つ時頃迄ニ今市詰

因州御士方、無灯燈、手鎧ニ而おもひく平田へ御着、町家ニ而暫時休息、夫ち

手結浦さして御出立、其節御咄しニ、右廿式人斗之分手結浦ニ而差殺申候との事、

尤風説ニ、因州内乱ニ而、御家中三つニわれ候趣、先達而歟御用入様三人差殺、

長州へ落行之人と申候、いつれ此度之廿二人辻之分ハ若年斗ニ而、皆々腕達之人、

出陣出立之趣御座候由、飛脚□屋共ら内々咄し仕候

一、二日夜、右之趣松江る今市へ御届ニ相成候而歟、今市ニ而因州方俄ニ大騒動ニ

相成、如何様不相分候へとも、余り騒動ニ付而、近在る夜中見物ニ出町仕ものも

有之処、我先と出立ニ而おそろしく引取候よし

一、去ル三日、田儀より罷帰り候郷夫之咄しニハ、此頃長州騎兵隊、少々石州路田

儀近所、仙山辺へ入込候由

一、当浦船持、先達而江の川へ船むし殺しニ罷出、昨二日帰帆仕候処、浜田落人伯

州境へ上り之分五六十人辻積戻り候處、運賃九十式両ニ而温の津る伯州境迄受合

候趣、尤多分婦人之よし、押とて男老只四人

一、三日、きつき大社へ参詣、なた方へ参詣仕候處、鵜龍へ入津之浜田人男女とも

五人十人連ニ而、きつきへ出町ニ相成候事

一、六月十八日、石州温泉津へ入津、去ル一日ニ帰帆仕候當浦船頭某之風聞

(マ)

一ツとせへ、人の知たる会津様、葵て京都を守護職こと厳重に

当浦船頭甚蔵、下之関る送り候書面写し

祇園丸愛之助様便船ヲ以

任幸便、一筆慶上仕候、秋冷弥増ニ御座候處、先以其御地御家内様御機嫌克被成御
座、珍重不斜奉存候、隨而私儀并船中一統無事ニ罷在候間、乍憚御休意思召可被下
候、且備前下津井湊七月九日出帆仕、十九日青江入津仕候處、塩式石五ニシテ積入

二ツとせへ、二手にわかれし西東、御奉行ハ滝川永江さん

三つとせへ、南の御門に境町、南部の国司に朽江さん

四つとせへ、淀の城主にいなバさん、御役は京都の御所司代

五つとせへ、今出川御門の御堅メハ、威勢も有馬の玄蕃さん

六つとせへ、陸國^(奥次)なり南部さん、旅館ハ寺町法願寺

七つとせへ、中川修理の太夫さん、やゑんが辻成おかためて

八つとせへ、屋敷ハ肥後の熊本で、寺町御門を九よのほし

九ツとせへ、――

十とせへ、藤堂様の御かためハ、西遠山町■才か

十一とせへ、威勢もはげしき松平、公家衆の御門ハあへづさん

十二とせへ、日本でなたかきくつハもん、如何成悪まもいかいせん

十三とせへ、扱もうつくし中井町、とざまのかためもはなやかに

十四とせえ、下もたち折のみちのぶの、仙大^(合)やかたのおかためて

十五とせへ、御所でなたかきし^(朝平)い門、柳原川様のおかためて

十六とせへ、六十よ州の高がしら、ほり川三条のおかためて

十七とせへ、日の御門て佐原さん、尾張の大社にき州さん

十八とせへ、蛤御もんにあへづさん、中立^(合)ごもんに黒田様

十九とせへ、国は四国でなも高き、とざいの国司にせへわいん

二十とせへ、俄に諸大名登られて、都を大じと御さんだい、こと厳重に

申候、跡ハ追々氣合よろしく、今ニ而者相場式石ニ而氣合宜敷候、同所廿二日出帆仕候而、廿三日田の浦ニ而往来被取揚、無是非赤間ヶ関ヘ入津仕、問屋室常殿与同道ニ而御役所ヘ罷出、右往来と仕切御役所ヘ預ケ置、是ち日々御役所ヘ願上候へとも、いまた何之儀も無御座候へとも、何れ近日之内出帆ニも相成候哉と侍入申候、且亦七月廿七日明方ち小倉打取ニ長州ち御出被成候而、八月朔日ニ小倉城焼打ニ相成、是ち同家中も被燒、残家中前日少し宛被燒申間、只今ニ而小倉地ハ長州様之地ニ相成候、小倉地ニ御陣家被立候処、此陣家立仕舞ニも相成候へハ、早々出帆願も御免有之哉と日々侍入申候、出船ニも相成候へハ、早々帰帆仕度与奉存候、小倉様へ肥後様より御加勢有之候へとも、無是悲は(政事)ヘぐんニ相成、此道具必小倉侯道具両国ニイクサ道具咄しら沢山道具ニ御座候、此所取集ニ閑一統船ノ日々御用ニ被取候而、下之閑迄積被積取候、右申上度、如此御座候、以上

幸良丸

甚蔵

八月九日

吉田屋伊三郎様

追啓、鳥渡申上候、然ハ船中方一統へも宜敷奉頼上候、且応永丸十郎兵衛、大栄丸又右衛門、長福丸真市、明福丸栄太郎、番祐丸弥右衛門、差海(由)、(西)、外ニきつき小船六艘、メ拾式艘

且米船ニ而八下之閑ニ而櫂迄御番所ヘ被取揚、外船ハ登り下り致候而も、米船ハ益々六ヶ敷、片船櫂方并所船、何れ様へも此由宜敷御伝言御頼申上候、以上

此書面、八月十五日さきぎ浦船頭愛之助殿帰り、写し取候

〔挿入書状〕

「別紙奉申上候、此中ハ大分長閑ニ相成奉申上候処、御養生專一奉祈上候、頓二年始之使奉差上候苦ニ御座候処、彼是奉背本意、重々恐入奉申上候、どふぞくノ當年ハ靜謐奉祈上候、

一、去ル十二日、鵜崎浦船頭、石州温泉津出帆、十三日帰帆風説、正月六日長州

蒸氣船温泉津へ入津仕候処、凡七十間余之大船、陣道具積運、浜合ノ三十六貫目玉の大炮一発、続而二発、已上三発ニ而入津、初発之響ハ実ニ大山も崩る如く魂消入候趣、道具類上り候上、蒸氣船ニ而六百人过大社參詣と高判之趣ニ而雲州海岸ノハしき者相撰、水先と而式人乗組候由、いつれ十五日ニハ來りと申事ニ而、内々きつき方人氣立場も御座候へとも、折節大違い、海ニ而歟漂着も不仕、此中之噂ニ而ハ蒸氣船一先長州へ帰帆いたし候とも申候、大鳥居大破ニ相成候処、長州ニ而唐かねニ而鋸立、皆出来ニ相成、只今之大鳥居之三つかけも有之、金銘入と申事、是非此鳥居積来と評判仕候、參詣いたし逆多分乱暴仕候様子ニも不相聞候へとも、押而參詣此御方ノ之御扱次第、炮劍之場ヲ以御堅メ等も有之候へハ、先方ノも陣中心得ニ而炮劍嚴重ニ携、參詣ニおよひ候由ニ付、御出張士など対応ハ決而無御座候様子ニ相聞ひ奉申上候、何とそノ、一通り参詣而已ニ而相済かし奉祈候、右御内々御含迄ニ奉申上候、以上

廿五日

一

一、昨十五日、下之閑ち帰帆之祇園丸与申ハ、定路木や某所持之船、尤愛之助ハ沖船頭、さき浦住人ニ御座候

一、七月廿七日、長州勢小倉二の陣迄押寄、同所ニ陣取候由之処、廿八日、九州方西南ノ攻立、海嚴ノハ海城四艘ニ而被打立、長勢敗軍ニおよび、廿九日、少々戦も御座候へとも、敢而勝敗之場も無之、去ル朔日、長州ち押寄、先陣細川勢と大合戦、九州方敗軍ニ相成、朔日・二日両日鬪争ニ小倉落城、終ニ武器・大煩等悉投捨、大ニ散乱ニ相成候趣

一、六月下旬ち鵜崎浦応永丸下之閑ニ而滯船いたし、水主さぎ浦林太郎と申ものハ、私方出入之ものニ御座候処、此度応永丸愛之助便りニ伝言、左之通戰之儀ハ甚蔵ノ送り候書面同様、小倉落城後御用夫ニ被取、小倉へ日々郷夫ニ参り、夥敷武器類、大煩等日々下之閑へ積戻り、喰呑沢山之上、日々過分成負金被

遣、取懸り無難ニ罷在候由申越し候

一、此中、下之関諸国滯船大小とも二千艘辺、先達而頃ハ一船ニ付米四斗宛為搗候由之所、此中ニ而ハ武斗搗申付、尤喰呑之上搗貨六百文宛被遣候由候

右取紛、不取敢送仕候頭書懸御目申上候、以上

八月十七日

此外数々申度候へとも取紛、後音与文略仕候、以上

書状相添

奉呈寸楮候、追日秋冷弥増ニ相成申上候処、益御勇健可被成御座、奉恐賀候、然ハ去ル朔日・二日戦ニ、豊前小倉落城ニおよび候処、最早高評ニ候ヘハ、さそ委細御聞取被為成候半と奉察上候へとも、為念別紙頭書并当浦船頭下之関り送り候書面写、懸御目申上候、尤不わかり之文言尚亦字誤数々御座候へとも、其専写取候而御推覽奉希候、右取紛要用迄、何も御免可被下奉願上候、以上

八月十七日

(飯島)
与九郎

(木佐)
徳三郎様

愛右衛門様

右相添、十八日朝、頭書勝蔵便りニ処へ為持、差出ス

因州脱走之士、八月三日夕七つ時頃、手結浦ニ而被討捕候名前

太田権右衛門
始申出名、大口千蔵

託間半録
同、桜井幸太郎

中野治平
同、森三保之助
吉田直人

因州	手負	深手	二宮牛之助	同、沢省蔵
		薄手	早川久之助	外二家来 壱人
	中		加藤伊之助	帶刀之者
		大口千蔵		
		森三保之助		
		沢省蔵		
		桜井幸太郎		
		梶原誠雄		
		杉山熊太		
		早瀬重蔵		
		高橋大助		
		望月正太郎		
		難波魯補		
		下拾三人		
		船主式人		
		メ式拾五人		
		太田権右衛門所持刀		
一、身、頭、壱尺壱寸	託間半録所持刀			

一、身、三尺四寸五分
頭、壱尺五寸九分

[銘、元治二子年、造於皇都包則託間敬敷]

中野治平所持刀

一、身、武尺八寸
頭、壱尺八寸

[銘、浜部藤原寿秀作、嘉永三八月吉日]

吉田直人所持刀

一、身、武尺六寸
頭、尺八寸

✓

今市ニ因州御藩中御滞陣ニ付、松江ち為御知、三百人早速江角浦ニ而御揃、手結浦

へ御越被成候よし、松江ちも諸士様二三十人も御出被成候趣、夫ら前ニ松江ち取手
之衆も御越之趣ニ御座候へとも、恐れ候風ニ不相見候ニ付手寄も不相成、財賀町衆
歟、其僕ニ被差置候咄しニ有之候、太田・託間兩人ハ京ち西国ニハ并無之人与申事

ニ有之候、二宮牛之助手結浦居り所之しやうじ明ケ、親之仇之由某と被申、鉄炮打
かけられ候よし、中々外之手物ニ而ハ寄り不付候由ニ而、其仁酒を呑(マツマツ)候居候所
ヘ鉄炮大勢打込候様子、直く大刀ぬき、庭へ飛出申処、上之鴨居ニ刀当り、手間取
候趣、二の宮きずハ、壱尺五寸ニ深サ壱寸余りと咄し申候、大キス人ハいまた手結
浦ニ居被申候や、薄手之分ハ昨八つ頃今市の方へ御引取之様咄申候

本郷、武代、江角辺之者ハ、次郎も太郎も手□ニ竹鎧をさけて手結浦之うねへ上居
候咄しニ有之、残り乗船之分何国へか行申候哉
是迄之分、森徳右衛門送り参り、頭書之内書抜

久村ち柳原へ送り参り候写し、八月十五日

此中長州ち石州へ出陣人数

長

江津

宍戸源太郎
同 清水清太郎

渡辺肥後之介
川田三郎

温泉津

津和の藩中
高山左馬之介

高淵仙八

津和の藩中
長 高田三郎

津和の藩中
宗戸山城之介

大森

津和の藩中
長 中村吉次

津和の藩中
同 吉川張正

津和の藩中
同 毛村勝馬

太田

津和の藩中
長 中村吉次

津和の藩中
同 吉川張正

津和の藩中
同 大山平賀之介

静間

津和の藩中
同 宮脇市松

山中

津和の藩中
同 大橋大和之介

是ち浦筋出張

津和の藩中
同 川田部之介

鳥井

津和の藩中
同 大橋大和之介

大浦

津和の藩中
同 大橋大和之介

鳥越

同 川嶋仙八

柳瀬久手

同 宮戸十三郎

西川

同 山崎勇太郎

波根

同 吉久保新

他見無用

〔貼紙〕
「一、宍戸源太郎、石州之大将与おもへ候様、先達而石州中申触有之候趣」

一、去ル十日九つ時、西より東へ通行之蒸氣船、当浦辺五里辻沖合之処、三保関沖へ
ふり懸り、十一日未明ニ出帆仕候哉、相見不申、薩州船之印、轡を附居候趣、尤
加州へ罷越候よし

同十二日、八つ時過、当浦冲蒸氣船壹艘、西へ通行仕候趣、林四郎山ニ而見當り
申出候、全十日通行之船帰帆歟と被存候
一、去ル十一日、小田様蒸氣船ニ而田儀へ御出、十二日御帰帆、柳原泊口、手錢権
之助御供仕候

一、十四日、蒸氣きつきなたへ相廻り、小田様御乗組、柳原松右衛門御供いたし候

処大煩御試、日御崎艤嶋冲ニ而烽火上り、直ニ大煩三発有之、尤七つ半時頃、夫
らさきへ入津、昏黃時分御本陣、右同所ニ而御酒・飯中之所、田儀より早駆到来、
直ニ御乗船、田儀へ御出被成候

一、十四日、大橋様田儀へ御出陣被遊、今市辺ニ而ハ 殿様与評判仕候由、極内々
田儀ニ而朝日様与神谷様与歟、六ヶ敷儀出来候ニ付、御扱ニ大橋様御出被遊候与
世評專ニ御座候

一、十四日、辰五つ半時、さき浦出帆蒸き船、十五日五つ時頃帰帆、小田様ハ田儀

二而御滞陣之処、十五日七つ時頃小田様早駆ニ而田儀より御帰り、柳原ニ而御休息、
直ニさきへ御越被成候、昏黃ニさきへ御着ニも哉

十七日、小田様御上馬ニ而又々田儀へ御出陣、さぎより御出かけに柳原へ御立寄、御
休息、直ニ御乗馬御越被遊候

一、此度小倉争戦ニハ、長州より玉重目十六貫めより十八貫め之大煩数挺炮發いたし

候趣

因州旗本備之内、田村図書人數三百人辻今市町より操出し、此内三十人急速手結浦
へ入込、善慶院与申禪寺ニ而一旦勢揃、脱走人旅宿へ往来者改岸定藏任案内、庭
先より廻而三十人何角罪状由大音ニ而申聞、直ニ鉄炮三発搏立候、半六金玉又股へ
相当り候へ共、障子押倒し四人之者飛出、追手ハ鑓ニ而及争戦ニ、家来帶刀人ハ
神主二男之よし、鑓ニ而討取候由

右三十人辻ニ而討取相仕舞候所へ、図書人數罷出、竹藪、山等へ向ひ炮發いたし、
御国御人數より急速取治、灘ニ而首実檢有之、目覺敷次第之由、実檢相済、四人之者
取かた付いたし貰度善慶院へ葬候「金百五十両辻」、所持之刀五本、脇さし共寺納い
たし度旨、田村図書申出ニまかせ取扱有之

因州脱走人

鐵棒、儒者 元伏見留守居 川田作馬○

五百石

△太田權右衛門
年廿九

△吉田直人

儒者

同 渋谷平蔵
歳三十壱

同	金藏○	弟	外ニ	橋津村	歳三十八
同	吉岡平之進	△託間半六〇	神主一男	天野屋喜平	廿三人
諸芸	歳三十壹	加次谷馬之丞	家来帶刀之もの	父子	△印、被討取候もの
同	太西清太	七百五十石	被討取候由		○印、剛強之もの
鐵炮	歳三十六	加藤助之進			
儒者	江戸修行、諸芸				
鐵炮	人物よろしく				
儒者	鎌術、種田流				
鐵炮家業	此三人ハ万端慥成人物之由				
儒者	伊吹市太郎				
鐵炮家業	中原幸治				
儒者	太西清太				
作馬弟	歳三十九				
鐵炮、江戸修行	四百石				
安達八藏	清水乙之進				
作馬弟	歳十八				
鐵炮、江戸修行	川田清之進				
安達八藏	中井半五郎				
虎夫桦	歳廿八				
佐善周藏	長見和十郎				
同家業	歳三十三				
虎夫桦	山口健之進				
佐善周藏	歳廿四				
同家業	歳三十八				
儒者	大森表へ御差向ニ相成候御勢与争戦之程も難斗候ヘハ、右村々百姓家取片附、明キ家ニいたし置候様申渡候、尤軍事相治候ヘハ下地之通補理遣候間、早々立退候様申付候ニ付ハ、不少騒立候風聞ニ御座候、只今石州羽根浦 <small>邊</small> 為知參り候ニ付、此旨御	州勢之内、夜中一久保田迄御越之由	一、去ル十二日夕、山口へ西風東風 <small>5</small> 早駆七挺到着、又山口 <small>5</small> 今市へ早駆到来、因	一、十三日、三瓶山之麓へ長人出張いたし、大分大勢之趣、山口も騒動之由	一、此間山口之百姓、石州 <small>種</small> 江豆腐か <small>多根</small> ニ行候処、長人召捕帰り候趣
儒者					
同家業					
鐵炮家業					
儒者					
同家業					

沙汰申上候、以上 八月十三日

去ル十五日、下之関ちかん籠帰らわき、さきの愛之助申口并聞書、左之通

一、小倉落城ニ付總勢筑前へ落行候所、兵道を遮り、落行事不能、無為方彦山越退陣之趣、尤小笠原侯ハ蒸氣船ニ而肥後へ落給ふ由

一、小倉城、長人焼払とも又自焼とも共申候へ共、いまた不詳候、尤家中ハ追々長州ながしゆ不残焼払、町家ハ其役、此度長人小倉攻ハ、おふぎの備と歟申攻方之趣

一、此度小倉ちかん長州へ取入候品物之内、□辺へん御備立ニ相成候与申事、川口ニ構有、廿四貫め玉の西洋大炮四挺、是ハ別段もの、其外刀鎗、小筒、具足一類とも一門達難申、勿論刀鎗などハ夥敷、束而船積藩城後五六百中ハ下之関ちかん小倉船橋実ニ惱累口閉候事之由

一、小倉落城後英國蒸氣船六艘下之関瀬戸入港、尤其船ねぶね狼煙あけ、下之関よりも同様たゞちに上候、通船いつれとも長人松山、熊本くまもとい押寄候与世評仕趣ニ御座候一、諸国廻船水主等、小倉へ郷夫ニ参候ものハ、扶持米壹升と金武朱ツ、之賃錢被遣、尤度数仕候ものハ壹歩、又ハ壹歩武朱ニも相成候趣ニ御座候

一、八月廿一日、当浦長三郎、田儀たがい籠帰り申口、三十四日振りニ籠帰り

一、当月四日、田儀口仙山へ山狩ニ田儀詰諸士様方御上りニ付、歩兵御供ニ而上り候処、壱人谷水へ水呑ニおり込候へハ長人襲來、取廻し候ニ付、大声いたし候へとも聞ひ不申、終ニ久手村迄連帰り、酒肴相贈饗応、色々当國之様子相尋、歩兵長髮罷在候ニ付、如何様之もの哉と相尋候由ニ而、此頃不快引竈居、今日山上り御供も断りいたし候へとも強而被申付、無拠上り候由、三日めニ書状相認、為持差返候、尤書面文言ハ別ニ控置候通不快之由申出候ニ付、駕籠ニ而送り遣し度とのわけ色々相断候へハ、士卒之人六人連ニ而御国境迄見送り申候由

又三日めかに御国くに書面御認、歩兵三人ニ為持被遣候処、此人者直ニ籠帰り候趣、四日ニ石州久手へ連帰候歩兵ハ出雲郡之もの、歳ハ十七才

一、田儀辺御構ハ、別而御堅固趣、先達而俄ニ大工、木挽大勢被集、松木ニ而大炮數百挺御出来ニ相成夥敷御備立、尤式放し位ハ用ニ相立候与申事ニ御座候、御国境竹垣ニ而通行不相成様御堅メニ相成候趣

一、仙山口辺ハ昼夜諸土様方御番、尤長人も不絶山かり等仕候由

一、諸土様方御賄向等御在陣中之事ニ候へハ、塙、梅干位之事ニ而、至而手軽き御為向と相見へ申上候

一、郷夫などハ、田儀ニ而も五人ふとん壹枚、四人ニ壹敷仕事、尤間ニハ土間ニ藁を敷、其上筵敷、郷夫宿仕候、さも有之趣

一、山口町者人家十軒余有之、勿論小家斗と相見へ、郷夫泊候所ハ新ニ四箇小やニわら筵敷住居、雨天ニハ雨もり、山中ニ候へハ、田儀辺へんハ尚々山氣つよく、此頃ニ而もきつき辺杯とハ時候大ニ違ひ、最早霜も降、拾■子位ならてハ難凌時候

さハリニ而、數多之病人与申事ニ御座候

一、当月三日ち芸州口争戰、三日、四日、五日、六日都合四日、長勢敗軍之体ニ而日々退陣、寄手之御軍勢勝ニ乗し、十分ニ御進発之所全陰謀と相見へ、七日合戦

中地雷火燃上り

〔貼紙抜消〕「数百人討死、尤長人も都合五日之戦ニ三百人討死申事ニ御座候、又々広嶋近く押出し候由ニ御座候、此分御委細御上聞ニ達候趣ニ候へとも、極隱事、必他言御用捨ニ

一、去ル廿四日、四つ半時頃、北浜より蒸氣船壹艘入港、追々子丑灘近ちかい向むけ寄形よ而蒸氣甚敷焚立候へ共、汐ニむかひ候哉、蒸氣焚立候か都合じゆごらハ船登行かね、小々時頃艤嶋を差越しよ候、尤當浦ニ而ハ二里半○位位辺冲合、鷺浦ニ而ハ壹里半位辺ト申事ニ御座候、八つ時頃艤嶋を見越し候

○いづれ薩州船与申候、尤去ル十日九つ時壹△

一、当舟先達而隱州沖蒸氣船十一艘通船仕候由注進ニおよび候趣

式△五り辺冲合東へ通り候蒸氣船も薩州船と申事申候處、其船ハ十二日八つ時

頃又西へ通船候処へ共、是ハ蒸氣簡一本筒有之、此度之分ハ蒸氣筒壹本ニ

候ヘハ、全同船二者全々無御座候趣

」

〔貼紙〕
「數百人討死、尤長勢も都合五日戦ニ三百人辻討死之由ニ候処、又々広島表近く迄

押出し、陣取候趣ニ御座候、此分早速ニ委細御上聞ニ達し候由ニ候ヘとも、極密事候趣、〔貼紙〕「去ル御方ニ極内承候間」、御他言決而御用捨可被成事

一、去ル廿四日、四つ半時頃、北浜より蒸氣艘壹艘入港、子丑灘へ向ケ蒸氣烈敷

焚立候へとも、汐ニむかひ候哉、蒸氣之都合ハ船登りかね、当浦ニ而ハ壱式里半辻冲、鷺浦ニ而ハ壹里半辻八つ時頃艤嶋を見越し候、いづれ薩州船歟与申

候、尤去ル十日九つ時、五里辻浜西ニ東へ蒸氣烈敷焚立通船も薩州船と申事ニ候へとも、其船ハ十二日八つ時頃西へ通り候趣、勿論蒸氣も一本筒、此度之分

ハ壹本筒ニ候ヘハ、全く同船

〔貼紙抹消〕
「十ノ無御座候由

一、先達而隱州澳蒸氣船十一艘、東へ通船仕候由注進ニおよび候趣ニ御座候」

〔貼紙〕
「ハ無御座候、是ハいづれ薩州より皇都へ御登り之御人数乗組、若狭より上陸と

世評專ニ御座候

一、先達而御城米廻船鷺浦ニ入船仕候へとも、下之関通船不相成候ニ付大坂表へ

芸州船主ニ窺出候處、當御国御藏入申参り候趣ニ付、宇龍浦ニ而藤間為替藏入ニ相成

相成

一、同嶋根郡雲津浦ニも同様滯有之、此分ハきつき川方御藏入ニ相成候趣

〔貼紙抹消〕

「一、去ル十四日頃、鷺浦へ石州高津の丸長と申六七百石積之廻船、石州產物蝦・半紙積合、越後へ罷下り候所、風相不宜ニ付入津いたし、御役人御改ニ相成、

津和野領ニ候ヘハ伺

〔貼紙〕

「一、去ル十四日、石州高津之丸長と申六七百石積之廻船、さき浦へ入津仕候処、全津和野產物蝦・半紙積合、越後へ罷下り候所、風相不宜ニ付入津仕候儀ニ候

ヘとも、津和野領ニ候へ者、出船差留、御問糺ニ相成、漸廿四日出船御免ニ被

仰付、夕六つ半時頃出船仕候処、一先國元へ帰帆之趣ニ相見候等申候

」

一、此頃風説、近來京都へ薩州、土州より罷登り、願之趣意ハ、近年長州より之歎
願數度有之候へとも、会津侯差支、願之趣意を達し不申由、夫故懸り時
〔貼紙抹消〕
勢ニ成行相成候間、会津京都護守御免、國元へ御返し可有、其上長州歎願之次第
御糺明と薩土両州より願出、若又御聞届無之ニおるてハ、両州ニ会津轉取与の儀、
夫ニ付土薩州よりも追々人數京へ屯集之趣、世評仕候

〔貼紙〕
「勢ニ成行、会津京都守護御免、國元へ御返し、長州歎願之趣意御糺明と薩土ニ願
出、是亦御許容なきニおるてハ、両州より会津轉拠由、夫故其願ニ付此中追々薩
土ニ京都へ屯集、物創敷様子ニ御座候

此度石州路討手之面々指揮可仕与被仰渡、奉畏候、過当之大任ニ御座候ヘハ武人之冥加、速ニ御受可申上筈之処、春已来持病時々差起難儀之折柄、少しも快候ハ、押而も出馬可仕心得ニ御座候へとも、不肖之私、逆も諸手指揮之儀ハ難及力奉存候、
仍而此度之儀ハ御断申上度奉存候、何卒願之通御許容被成下候様奉懇願候、以上松平因幡守

去ル十一日、於芸州ニ松平伯耆守殿ニ御呼出しひ付、増田善藏罷出候処、別紙御奉書式通御渡被成候由申来ル

七月十五日
松平因幡守儀、石州へ討手之面々指揮可致旨於大坂表被仰出ニ付、同所ニおるて相達候儀ニハ候得共、為心得相達候事
遠藤但馬守并講武所銃隊大炮共、芸州表へ出張被仰付候処、石州口乱坊之長州人追々跋扈、浜田表へ襲來^(マ)可致趣ニ付、石州へ為應援浜田表へ被指遣候間、早々致出立、同所へ罷越候様遠藤但馬守へ相達候間、為心得相達候事

八月朔日、下之関より出帆、同三日鷺浦へ入津仕候加州もとよし船頭申口、七月廿七日、長州勢小倉へ押寄、九州方出陣所二の陣迄押寄、九州方大ニ敗走いたし、其所へ長州勢陣取候処、其西ニ(マミ)高山有之、九州勢陣取、廿八日九ツ時頃其所より長

金千両

右、八月一日写ス

州勢陣取之場所へ大筒小筒共數千挺真向打ニ打かれ、真西(マミ)ハ小倉勢、海辺より公儀蒸氣船三艘ニ而打立、都合三方より被打立、長州勢案外之所、敗走いたし候所、死

八月二日、宇龍浦御番所より届書之写し

人ハ壱人も見へ不申候由

八月二日、宇龍浦御番所より届書之写し
覺

同廿九日、九州方陣取之山へ長州勢火をかけ焼討ニいたし候逆、火をかけ候へハ、山上より炮発列敷打立、退陣仕候、此日ハ敢而勝敗も無御座候由、九州方陣取之山側ニ相ならび候山有、其山へ長州勢晦日夥敷大筒、石火矢等運送、陣取仕候ニ付、八月朔日戦相始候と申事ニヘ共、朔日早朝出帆仕候而、其日之様子不相訛由

紀州小荷駄方

瀧万之丞

貴志健之助

高井三十郎

竹中安太郎

田中弥四郎

外二人夫三人

都合八人

右、去ル廿二日酉刻、当湊へ汐懸籠在候処、以今順風不相成、依荷物船共跡廻シニシテ、陸地米子へ籠通度旨、相改、添入申付候、以上

八月一日

宇龍御番所

杵築月番

右八月二日、きつきニ而屋支度、米子へ籠通り候

長州御征伐応接被仰付、天幕之為只管尽力致居候処、不斗紀州陣代安藤飛驒守敗走より浜田及焼亡、諸手之人數も追々引払ニ相成、彼之勢ニ乘し、頻ニ国境ニ逼り候ニ付、早急応接之兵御差被下之儀、大坂并芸州表へ度々申遣候得とも、于今來兵無之、其内彼是及応接等ニ候ハ、名儀を糺し及取斗候儀、専要之事ニ候、若兵器を携、侵入候ハ、必至防戦之外無之与決心致候間、一同其旨相心得、抽忠勤可申事

八月

上意御書附・御目録 写

松平右近將監

一、八月四日、九ツ時頃、蒸氣船さぎ浦出帆、きつき浦着船、同浦より小田要人様御乗組、田儀へ御出被遊候ニ付、柳原松右衛門、西酢や長之助兩人乗船ニ而、四日

七つ時過ニきつき出帆、蒸氣烈敷焚立、六つ時頃田儀へ着船

同五日、山口より朝日千助様田儀へ御帰り被成候ニ付、小田様と御示合有之、又七つ時過ニ同所出帆、きつき六つ過頃ニ帰帆、船ハさき浦へ五つ時頃入津仕候不取敢赤井一学被遣之、且御尋として目録之通被下候

一、田儀御出陣之内、小もの壱人、先日長州へ生捕候、尤十人辻も生捕候と申御噂

御目録

- も御座候へとも、実ニ壱人被生捕候趣、是ハ間違なき事ニ御座候
- 一、此頃いよ／＼国境迄長州勢襲来、石州嶋津谷(屋)へ進発之由
- 一、風説ニ、田儀へハ長州勢小勢ニ而進発いたし、元來ハ赤名、頼原ら押寄來候与申事ニ御座候
- 申事ニ御座候
- 一、先年毛利元就公
- 合戦之時、朔日、十三日、十六日、十七日、十八日、廿一日、廿三日、廿七日、廿九日金輪得勝利候と申事候處、此度も先年之吉日を相守、出戦仕候由
- 贈飛驒守 浜田人
- 歴代名家姓為源 帯刀野袴真勇臣
- 此度總督人所尊 進如幽靈退如神
- 不興未練臣非罪 誰笑安藤飛驒守
- 主是紙子大納言 自五十步百歩人
- 一、此中所々御出陣御固メ
- 一、田儀 朝日千助様
- 高木佐五左衛門様 平賀縫殿様
- 一、山口 神谷源五郎様
- 乙部勝三郎様 黒川又左衛門様
- 一、赤穴 太田監物様
- 一、古志村 小田要人様
- 一、蒸氣船方
- 一、杵築
- 一、小田切様
- 一、此中、石州へ長州騎兵隊出陣、左之通
- 一、大森へ出陣仕候由 宍戸源太郎
- 一、温泉津へ出陣仕候由 渡部肥後之介
- 一、大田へ出陣仕候由 清水清太郎
- 此外津和野、浜田、益田、三隅辺ニも出陣罷在候与之申事ニ御座候へとも、いまた夫々名前不相分、略之候
- 一、去ル八日、去ル大将方ら極密申来候
- 七月十四日、大坂城中ニ而
- 御卒去之儀、此間御申洩しひ相成、早速 征夷大將軍職、一橋公へ被仰付候處、堅く御辞退被成候由之所、押而被仰付、御受被遊候趣、依之急々広島表へ御出陣、御一戦被為遊候と申事ニ御座候、雲州へも為応接急々
- 保科彈正様
- 遠藤但馬守様
- 此外大分近日之内御入込ニ相成候由、実ハ御当職様方らきつき詰小田要人様へ申参り候ニ付、密聞ニ御座候
- 一、去ル手結浦へ因州土廿式人歟乗船ニ而着船仕候由ニ付、今市詰因州方へ御届ニ相成候趣ニ付、田村図書与申方之組士武百五十人俄ニ出立、手結浦へ被入込候処同浦代官家ニ逗留罷在候因州浪士四人、外ニ家来壱人、都合五人、尤十八人八出船仕候趣、去ル三日朝楯縫郡三つ浦へふりかゝりいたし、一人歟上陸いたし候へとも直ニ乗船出帆仕候由、風説ニ五人之者ハ今市へ相廻り、田村図書首を捕、長州へ下り候間、十八人ハ先ニ罷下り候様申合与申事ニ候、右五人名前
- 当時きつきニ御在陣、尤船ハさき浦ニ滯船
- 式 多久間半六
年三十八九

一 太田権右衛門

四 吉田直人

三 中野治平

外ニ壱人家來

メ

八月五日

太田

仙山口

長州出張中

今市ら討手として田村図書方ら式百五拾人之内、手負

深手 二の宮牛之介

薄手 早川久之助

二ヶ所中 加藤伊之助

メ

返書、左之通

弊藩出張之儀ハ、自國之警衛ニ而、進軍之趣旨ニ者無之候へ共、地形訛有之、仙山
口番人申付置候、素ニ貴藩与私怨を結候筋曾而無之、乍尔貴藩御所置次第、如何様
共相應可申候、以上

八月六日

仙山口

太田

長州出張中様

雲州出張中

去ル三日、手結浦ニ而召捕之節手負如斯、尤多久間半六与申ハ、因州ニも無類程之
術者、実ハ鉄炮ニ而被打捕候趣、十年辻以前、長州萩ニ四五年も逗留執行(マツ)いたし候
因ミニ付而歟、全躰長州ヘ一味之氣さしニ而、五年前歟ニ因州御用入さし殺候わけ
も有之趣、勿論四年前京都騒動之節、長州ヘ加勢いたし、暫時ニ会津方四五十人も
切殺候与申事、夫ニ伯州黒坂辺ヘ罷帰り居候処、色々御評議も有之候へとも、何分
因州壱人ともいわれし豪傑、一刀類之大先達、

殿様深く御惜被遊候よしニ付、暫時入牢有之、時節を御待被申事ニ候

一、此中、知井宮沖ニ在陣之因州津田様など、其外長州ヘ志之方有之趣

一、手結浦ニ出帆仕候十八人乗組之分、去ル三日七つ時分ニ杵築沖ニ而きつき漁船

ニ出逢、申口ハ、其州与石州国境ハどの辺歟と相尋、通船仕候由之所、久手村ヘ
着船ニ而上陸仕候与申事ニ御座候へ者、騎兵隊ヘ一味合躰与相見候

一、長州勢、石州ニ而去ル四日雲州歩兵壱人羽根村迄召連罷帰り、同所ニ而酒さか
なニ而饗応いたし候上、左之通書面を為持、差返し候

仙山口御出張有之由、御進軍之御趣旨ニ候哉、又ハ御自國御警衛之御主意ニ候ハ、

早々御国境迄御引取可被下候、尤御進軍御都合ニ候得者、敢而不辞処ニ候
右両条、御答即刻承度、態々得御意候、以上

身丈ケ六尺余

託間半録

吉岡平之進

加治谷馬之進

加藤助之進

太西清太郎

伊吹市太郎

中原幸次

儒者

清水八之進

安藤八藏

川田何某

井 半五郎

長見和十郎

山口健之進

中野次兵衛

佐谷周藏

外二神主二男壱人

天野屋喜兵衛父子

久手村へ着船、上陸仕候由

右人数之内、五人手結浦ニ而被打捕候外、十八人者前三相記候通り、去ル四日石州

正月十六日聞書

久手村へ着船、上陸仕候由

一、昨十一日九つ時頃、沖合蒸氣船通船仕候由申聞候ニ付早速見分仕候処、差海五

里辻冲合西迄東し北へ通船蒸氣烈敷焚立、其早き事難警、暫時ニ東北冲へはせ通

り候処、加田浦漁船冲合聞近くニ而見わけ候ヘハ印ハ轡と申届ケ候趣御座候、左

候へ者薩州船歟と相見ヘ申上候、尤さぎ浦ニ蒸氣船滯船ニ付十一日大騒動仕候由

正月十六日聞書

去ル^(十一)月廿六日、因州より今市へ参る人之咄し之由

一、託問人数摶取候連中、都合十四人

御扶持御取あけ

一、田村図書

御地行之内、三百石御取あけ[#]相成候由、^ノ押隱居被仰付候事

慶応三卯正月十四日

御内々

一、卯正月十九日八ツ時

去冬、十月廿七日、嶋根郡加賀浦へ漂着いたし候唐船、西へ通船仕候

正月廿日

奉呈上寸楮候、春寒退兼候へとも、益御勇健可被為成御座、奉大慶候、早春ニハ參上、御取込之央、御馳走頂戴、殊更■々拝見もの被為仰付、大悅此事ニ奉存候、早速御礼愚書ニ而も差上候筈ニ御座候処、彼是背本意、恐入申上候、然ハ頻ニ長人大社参詣之風説ニ付、先日頭書ヲ以御申上候咄ニ御一覽ニ相成候半と奉察上候、折節大荒海ニ而延引いたし候歟、如何哉、追々探索仕候処、昨日社辺方内々仰ニ而ハ、温泉津迄ハ蒸氣船五六艘とも又十二三艘入港とも区々御座候へとも、田儀辺とも社參との事高評と相聞申上候、定而御承知とハ奉存候、右ニ付一之先、二の見是非ニ御操出しニ相成候御噂、何様當節柄之儀、勿論虚実ハ不相分、評判ハ太きものニハ御座候へとも、不明白事ニ御座候、右任便御内々為御含、余者後音万々申上度、先々

書縮申上候、以上

正月廿日

徳三郎様

愛右衛門様

八郎右衛門殿郡行便りニ送り

一、十九日風聞

温泉津迄ハ五六艘とも、又十二三艘とも評判

一、松尾氏も町之咄ニハ極内分、長人是非参詣いたし由ニ而、万一乱暴等可致も難斗趣ニ付、一の先大橋様、二の見平賀様御操出しニ相成候との内密咄ニ御座候

一、温泉津ニ而雲州海岸委敷者相撰、式人乗込候様子ニ御座候

一、田儀辺近く夥敷陣屋道具積運ニ相成候趣ニ御座候

卯 卯月写

今般

大行天皇崩御被為

遊候処、是迄

御孝心之辻を以、

神武天皇以来御旧陵結構御再興被為、遊候御儀ニ付、猶又御孝心之通ヲ以、此度泉沸寺之中へ山陵被為築、山頭場御規式之儀ハ被為、廢、尤龕前堂御作法之儀并衆僧供奉之儀者是迄之通被為、仰付、顯露ニ御室穴へ御埋葬被為成候段被、仰出候

正月

右之通夫々御達しニ相成申候、尤龕前堂之唱者御差止、以来御車やとりと相唱可申旨是又御達しニ相成候由申越し候、追々昔ニ立帰り候御時節、難有事ニ御座候、以上

右添書、御覽ニ入申候

卯四月下旬

別紙御申候、此頃京師一翰到来、四前「辛巳」和州五条与申所へ中山殿二男、森敬斎大将として猪藏御代官所始打碎、騒動罷在候処、近來又々其地へ浪人夥敷屯集、世評最早六百人も迎候与申趣ニ候へ共、実事三百ニ御座候由、各兵器を携、日々相増、天誅組と歟申唱、四年已前とハ殆猛上覧の勢、尤趣意ハ、頻兵庫表御開港之趣と歟を憤恨いたし、異人■轉掃趣願之由、全此地ハ往昔後醍醐天皇退隱給ふ旧地、四方高山ニして西二十津川を構ひ、容易ニ攻入事不能要害、堅固之地と申事、しかしこ時蜂起も推斗、遠国とハ申ながら時節ニ押移、無心元事とも哉、密々御含迄御座候

四月廿一日夜

先月予州大洲蒸氣船、土州荷物砂糖、椎茸之類積合、備州ともろ四五里沖しまかけ滯船罷在候処、紀州蒸氣船通港、右大洲船乘敷、荷物不殘難船ニ相成、此中土州、伊予大洲、備後の鞆、紀州とも出会ニ被取調、懸合中、紀州方難手ともニハます候

御座候哉、不容易成行、しかし■難濟■よし世評の趣ニ相聞有之

〔貼紙〕
「土州方ニハ難波船、怪我人等も多数有之趣ニ御座候」

五月六日

卯啞五月、高木泰之進殿帰郷ニ付、見聞記之内書移

四月十五日

異人大坂出立、敦賀へ行

四月十六日

五攝家御寄合ニ而、伝奏野々宮殿、議奏広橋殿、久世殿、六条殿辭職

同十八日

未刻、將軍、二条殿へ行向、徹夜、翌日午刻前御帰

同十九日

五攝家御寄合ニ而、伝奏野々宮殿、議奏広橋殿、久世殿、六条殿辭職

同廿一日

柳原殿議奏御辭職

五月上旬帰京、見聞

一、大坂異人徘徊仕候由ニ付、有日轟轂上書いたし候處、異人徘徊猥ニ付、近日轉
扱、尚亦大坂表役人中とも同様ニ誅戮いたし候由ニ付、一両日中ニ異人壺人も不
残退除、大坂役人欠落等も有之趣

一、京都江上書仕候由ニ付而、俄ニ〇壺

式 近來石州境ニ而風説、左之通

一、近々長人五千人辻銀山料出張与申評判、尤三千四百人と申事もニ御座候、右ニ
付而歟、大田町寺院二三ヶ寺何時宿陣相成候も難斗、又銀山領内別手前惣而

貯置候様申付有之明松、わたし共村役人方へ取集置候様、当卯納上納米三歩通
村々頭分の方へ取立置候由、十一月中頃長州人式人馬乗ニ而出張所ニ何分引取
由風説申来候

壹

一、十二月五日、口田儀村へ長人井江小七郎と申御士、長州ニ而ハ御遣ひ番位
之人と申事、相■候人、外ニ壺人、其外頭式三人連、御用向き有之ニ付直ニ
松江へ迄も乗込候様子申出、同所へ御出張所より何分松江へ飛脚差立、出張
ニ相成候迄ハ御逗留被成下候様口田儀清龍寺へ宿所為手配候、直様松江夜通
し御飛脚口田儀御番所ち藤間へ飛脚参り候處、酌取給仕女十式三人、外ニ女
芸者五人、花生人とも大急口田儀へ差向ケ被遣様との儀ニ付、早速女芸者五
人藤間ち手配、五日夜通し馬乗ニ而出立、口田儀へ罷出、給仕人之分ハ今一
其外田儀廻之娘ともニ手配相成、松江ちハ藤田林右衛門様、外ニ式三人上列
御出、料理人七八人、今一札も四五人も罷出、則清龍寺ニ而藤田林右衛門様
と密談有之候趣委細ハ少しも不相訛、跡ハ酒狂と相成大分賑々敷、長人貫刀
ニ而様々を踊舞、終ニハ台所へ出、真名板を切、鰐など例切、強勢相勵候へ
とも此節ハ聊も御構ひ無御座、祝儀等も沢山ニ出し、終ニハ壺朱銀などまき
散し、酌取とも壺人ニ金七八両位拵ひ候趣、座狂之哥□□しに長州方自饅此
等え逃候而之哥又詩を数々咄し候之所、是亦此表方逃之詩ニ而、全躰味噌ニ
有骨様之事斗咄し候と申事ニ御座候、二夜泊りニて密々きけんよくへ引取、
しかし来春ハ多勢大社へ参詣已後長州上京之節も当國通行なと風説御座候、
まやまや清龍寺ニ而罷出候長人、きつきち罷出候女芸者畢生國相尋ニ付、
京大坂、尾の道辺など申出候へハ、いつれ来春大坂ハ大変出来候間必々大坂
へハ不帰候様、きつきニ而住居いたし與なと申聞せ候由、何分珍敷事ニ御座
候

七

一、此表方藤様、去ル十五日御■まし、廿三日京都へ御出立被仰付候、此度京

都御警衛被仰渡、追々御登、急々御士列六十人様斗、御先手百人斗、御家老様、御者頭様、其外大分、跡ハ追々御出立

一、殿様ハ来春御発駕之趣

三
一、去ル去ル二十申此中、長州より申来候ニハ、此表より大急石浜田へ迄御出浮被下候様との事ニ付、直ニ足立寛蔵様、高井様、外ニ三人去ル二十日御出立、浜田へ御越し被成候処、浜田領長州より返し候とも仕候もの哉、作州内天領、
奉龍野様御預之内、□田へ貳万石御渡しニ相成候

四 上方風説

一、先達而薩州御家老、会津之藩中歟打捕候由処、長州騎兵対千人余欠落仕候様長州より御届ケニ相成

五
一、京都御模様代りニ相成、此中諸大名御上京、去ル六日加賀様御登、一ツ橋

公御願之通將軍職御免、会津守護御免、兩公とも二条御入被成、長州元之大膳大夫へ、石高も元之通り被仰付、京都七ツ御門御堅メ被仰付、若殿様上京と申事

一、京御守護、尾張、薩摩、土州、芸州、越前、酒井

十一月十五日、備後出立、上市廻り罷帰る、摂州、播州

一、京、大坂ハ素ら、北国信州辺御祓様事ニ付、老若男女昼夜踊り、実ニ賑敷事と有之候よし

六
一、兵庫表交易場へ長州騎兵マサ對、蒸氣船ニ而式千人斗上陸、此場預りと滞陣仕候趣、尤此中同所蒸氣船三十艘斗滯船中十四五艘異人、跡ハ日本人と申事ニ御座候

右取揃、逐一申上候、長州いよ／＼以天晴之姿ニ相成候趣ニ相見ヘ申候、いつれ來春ハ混雜も御座候もの哉

□□□書

辰正月

卯□月□□□十助帰國、同人去正月下旬登坂、長逗留、余り不面白様之風説も有之、案事居候処、先々私成手探ニ而罷帰候由、木綿一統大悦之趣ニ御座候処、上方珍話正助カミハタシキも風聞荒々承候処、実ニ長州若侯御登、守護ハ評判之通五侯御捌ニ候へ

共、當時強勢長州壺人並なき、大坂ニ而も大き寺院とも大概皆長州御宿札打有之、長州御登之砌、御無難京着之上、何山と歟申山より四方より騎兵対三千人込出懾張候由之所、全如斯近年場とハ裏表と成候、當時之京地近くニ而□如何様之曲者敵対も難斗、前後警衛之藩士実ニ万々堅固、此斗ひなとニハ、京地□所アヒる衆人憚量舌を巻き候趣事斗之由、當時ニ而ハ農州俗説ニハ長州將軍職被仕候同然、勢ひ強きとの事

一、先達而大膳大夫改而御免勅許被仰渡候ニ付、長州侯恐悦不斜、坊長宗門ニ而御酒式合ツ、御渡しニ相成

一、一ツ橋公、御願之通御免、當時大坂御居城

一、会津侯、京都守護御免、極月十五日俄京都出立、下坂之処、御荷物共整ひ人夫三十石舟頭とも□□□□□大□を散し候程事、□□□□□差問、無誰方も□□□相成、夥敷金錢費し、色々との手探金ヲ以下坂仕候処、剩大坂寺院共大半長州御宿札ニ而、差添菓士藩共多勢夥敷野宿いたし、折節寒天ニ付而、実ニ大難儀困苦、是も當時ハ大坂居城と相見ヘ申上候

△又武此上ハ又諸大名上京決定ニ候上事ニ候ヘハ、壹〇來一乱とも治とも区々之世評と相聞

事と相聞ヘ申上候

一、兵庫表交易場御普請所も押詰候而、御止メニ相成席候趣

一、上方踊之儀ハ、弥増盛弥増盛、不思議木タタキ數多即罪數多之事申事ニ御座候

此度慶喜以下賊徒等江戸城へ遁れ、益暴逆を恣し、四海鼎湧、万民塗炭に墜むとす
ウチラン

るニ忍給ハズ、観断平以、御親征被仰出候、就而者御人撰を以被置大総督候間、

其旨相心得、畿内七道大小藩各軍旅用意可有□□□□軍儀御決定□□□□趣可

有之候、御沙汰次第奉 命、馳集るべく候、宜諸軍戮力、一同勉励、可令忠戦旨被

仰出候事

二月三日

以来松平称号相止メ、本氏可称事

但、本氏松平唱来候者ハ、如旧可相心得事

去ル十一日、因州表

鎮撫使御本宮へ御呼出しニ而、大橋筑後并附添之面々罷出候處、
鎮撫使御用懸之面々列席、左之通御不審之廉々御尋有之

山陰道鎮撫使被置候ハ正月五日より之事也、出羽守殿國元出足十九日と□□□□□
相開候、小藩

たりとも遠近□□□□途中御伺い□□、於大藩其儀無之段ハ□□如何、
△無差別、御

勅使ヘ不遙ハ、則

朝廷を蔑如之道理ニ無之哉、隱岐鎮撫使之願有之由、余事押而可知也

右ニ付筑後不行届之段奉恐入候旨種々御詫申上候処、尚亦十三日薩長御附添之人
も相加り、左之通御達有之

今度

勅使御下向ニ付、条々御糺之儀、伏罪之上ハ、左之廉書之向を以屹度謝罪之道相

立候様可致事

一、雲州半国

朝廷へ返上

一、重役、死を以謝罪

一、□子入質

一、勅使国境へ引受、決勝敗之上謝罪

二月

官軍

執事

松平出羽守

御家老中

右之通ニ候処、是迄も被 仰出候通、只管対

天之御主意ニ有之、
御印少力

御上京ニも相成、聊

朝廷を奉蔑如候議ハ無之候へ共、何様右様之次第相成候間、対

朝廷奉恐入候儀ニ候間、此段いつれも能々相弁ひ、追而 御沙汰有之候迄ハ、御家
中一同月代剃不申、門ノ切、潜りら致往来、潛無之分ハ門者懸ケ置、店付之家ハ蔀
一枚吊し置、諸事相慎可罷在、普請並鳴物音曲可為停止候

右之通郷中触候様郡奉行中ヘ可被申渡候、以上

二月十五日 大野舎人

大橋筑後

三谷権太夫

右之通

小田佐一兵衛殿

二月十五日

大野舎人

國府久馬殿

三谷権太夫

小田佐一兵衛

國府久馬

郡役人當テ

右ニ付、郡方殿り合

一、仮事之外客来相止メ候事
一、表口半分位戸メ、門者潜りより往来致候事
一、月代剃不申事

一、普請向、都而不相成事
一、鳴物音曲、一切相止メ候事
一、葵御相用候儀、不相成事

一、蒸氣船冲合見懸候ハヽ、
一、火器不申様□□加賀浦へ入津之事
一、凧上ヶ之儀、堅不相成事

一、□人共、參所へ一切罷出不申事

附、龜服相用ひ候事

一、御勅使拝ミニ罷出儀、不相成候事

一、御勅使御国へ御入込ニ相成□□、鐵炮搏之儀不相成事、鐵炮ハ村役所へ引上ケ

置事

一、火之元用心之事

一、村内廻番之事

メ

頭書

一、鉄炮引上ヶ、□又時之鐘相止メ候様寺へ通達之事、村役人より氣を付候様候事

一、男女松江へ罷出候事不相成□□、鎮撫使様杵築へ社参□□□一切他出□□□

可申付事

一、當今御時勢、人氣相治候様申諭候事

一、松江淨心寺札有之候ハヽ、取候事

一、公儀制札一切取候事

一、葵紋相用ひ候儀、不相成事

一、鎮撫使御同勢之内ニハヽ、國風ニ寄物言等相違候間、人別心得違不致様、人足等罷出候ものニ何そ相尋候而も何も相わかり不申旨申答候事
一、御難題御取消ニ相成候、來ル廿二日御入込ニ相成候間、此上も人別相慎罷在候事

事

一、殿様十二日御参内、首尾能相済候事
□□□之事

一、□□□杯□止候事

一、職人内細工斗、尤物音不致様之事

此度御立除場

一、御前様 赤木様ヘ

一、若殿様 香西様ヘ

一、御小供様 普門院

二月十八日夜九つ時頃、早駆ニ而

因州之士、早ニ而参り、大橋筑後決心之場相見、勤王之道も相立、四ヶ条を除之外ニ而謝罪可致様、因幡守様社稷ニ代而尽力被成候

□□ニおるて判木ニテ摺□□□張紙有之候写し

一、徳川慶喜、臣下之身として一天之君ニ奉
一大言、以禁闕を犯さんとす、天地ニ不容之大逆、是其滅亡すべき一ツ也

一、万国ニ冠たる神州之大体を破り、ミたりに外夷と親交し、國を売、君を欺き神明之悪しみを受く、是、其滅亡すべき一ツ也

新板よしこのぶし

京 尾 尾 紀 紀 加 加 □
 金の鯱、浮名はたてと、いろにやまよハぬ大丈夫
 あんしなからも不汰沙下上の跡に、すつとおくりし箱ミかん
 うたがはさんな雪降中に、□□や手先に匂ふ梅
 □□と思ひは⊕のおとか、本にいさみな御乗そめ
 実の一ト筋赤間ヶ関に、うつしとつたる知恵の海
 すいた中ならはていつ迄も、かたひ鰐のふしまろび
 あふ夜松嶋お顔ハ見ねど、つかふことばハたかやさん
 手に手引あいゆくしま、神へちかひのつれ参り
 つもる誠も君へのミさほ、□かへたてぬく越の雪
 肥後ろのおもへを清正さんへ、ねがへかけての実くらべ
 すまぬわけあり濁り伊井きよめ、神へ御おんのかへし水
 大かき すへを見ぬいてみのおさまりを、はやうむすびしのちのゑん
 □□ □□□りなき六条のかため、□□□□□□するわいな
 □会 □□□□□さんあいつがわりひ、□するかたもりをよんでナア
 大津尽ふし

赤坂を立のへて、長州姿かめにたとハ、幕府の加勢とさほをかへ、小倉城下ニ入に
 けり、それと見るより小倉勢、こりやなにことゝへつくり仰天し、かなわぬ内ニと
 駒飛し、かねより大じ□ぼそ川勢、えとにつかへ□□ゆへ、さそ御はとかしましふ、
 はもはや大乱故ぢやとあきらめにげさんせ